

○防犯診断実施要領の制定について（例規）

（昭和44年9月22日例規第32号）

[沿革] 平成7年12月例規第74号改正

別記のとおり制定し、昭和44年10月1日から実施することとしたから適切に運用されたい。

記

1 制定の趣旨

従来、防犯診断の実施については明確な定めがなく、かつ、防犯診断時に交付していたカードの取扱いについても現状にそわないなど不合理な点が見受けられたので、その実施方法、防犯診断カードの取扱い等の適正を図るため必要な事項を定めたものである。

2 要点

- (1) 防犯診断の意義を明確にした。
- (2) 防犯診断を一般防犯診断と特別防犯診断とに区分し、防犯診断実施の基準を明らかにした。
- (3) 防犯診断実施後の措置を規定し、防犯診断カードの配布対象とその方法を定めた。
- (4) 防犯診断実施結果報告の要領を定めるとともに、報告を受けた後の措置について規定した。

3 運用解釈上の留意点

(1) 一般防犯診断（第4関係）

ア 「屋外の物件」とは、屋外に放置してある自動車、自転車等の車両及び車両に積載されている物又はその他のものをいう。

イ 「犯罪の用に供せられるおそれのあるもの」とは、はしご、物干竿、ボール等犯人が事故の犯行を容易にするため用いることが予想されるものをいう。

(2) 特別防犯診断（第5関係）

特別防犯診断として考えられる例としては、年末において、金融機関や多額現金取扱所に対して実施する現金の保管、取扱い、輸送等の状況や、非常事態に対処するための非常通報要領等に関する防犯診断が挙げられる。

また、犯罪多発地域や被害現場に赴いて捜査係や生活安全係が行う防犯診断も当然特別防犯診断に含まれる。

(3) 防犯診断実施後の措置（第6関係）

ア 「やむを得ない理由のため口頭により指導することができないとき」とは、幼

児や身体障害者、精神障害者等で判断能力のない者が留守番をしていた場合や、駐車している車両の運転者や所有者等がその場にはいないため口頭で指導できない場合をいう。

イ 「後刻直ちに発見できる方法」とは、居住者等が帰宅し、あるいはその場所に行つたとき、すぐ目につく方法をいい、例えば、牛乳箱や郵便箱に入れておいたり、自動車の座席に入れる方法や、屋外物件にちよう付する等が考えられる。

(4) 報告等（第7関係）

ア 防犯診断の結果口頭で指導した場合は、「防犯診断カード」を配布する必要がないので、この場合は、別記様式の報告書の下片を切り離すことなく、そのまま署長に報告書を提出すること。

イ 報告書の（ ）内には、それぞれ該当する事項を記入することになるが、この欄に記入することができないときは、適宜補助用紙に記入し、報告書に添付すること。

4 旧カードの使用

既存の「防犯カード」については、当分の間適宜修正して使用することとする。

別記

防犯診断実施要領

第1 趣旨

この要領は、防犯診断の適正な実施を図るため、必要な事項を定めるものとする。

第2 意義

防犯診断とは、建物、場所およびこれに附随する物ならびに屋外に放置されている物件等について、戸締り、施錠、警報装置、光度等犯罪予防措置の適否を点検のうえ不備欠陥の有無を判断し、これに伴う必要な助言指導を行なう警察活動をいう。

第3 防犯診断の区分

防犯診断は、次の区分に従って行なうものとする。

1 一般防犯診断

2 特別防犯診断

第4 一般防犯診断

地域警察官は、警らその他日常の諸活動を通じ、次の事項について防犯診断を実施するものとする。

1 屋外の物件で盗難被害を受け、又は犯罪の用に供せられるおそれのあるものの措置状況

2 玄関、勝手口その他の出入口又は窓等の戸締りの状況、施錠等の防犯器具の機能、

取付け箇所、光度等の適否

- 3 金融機関、会社、学校、事業場等については、前記2によるほか、特に、警備員又は宿直員による警備状況及び犯罪発生時における連絡措置等

第5 特別防犯診断

警察署長（以下「署長」という。）は、犯罪の発生状況あるいは犯罪の発生が予想される等特に防犯診断を実施する必要があると認めるときは、対象、地域、従事員等を指定して行わせるものとする。

第6 防犯診断実施後の措置

- 1 防犯診断の結果、防犯上の不備欠かんを発見したときは、居住者、管理者、所有者またはこれに準ずる者（以下「居住者等」という。）に対し必要な措置を講ずるよう口頭により指導するものとする。
- 2 前項の場合において、居住者等が不在その他やむを得ない理由のため口頭により指導することができないときは、防犯診断実施結果報告書（別記様式）の下片に必要事項を記入し、防犯診断カードを切り離して、居住者等が後刻直ちに発見できる方法で配布し、事後すみやかに適切な指導を行なう。

第7 報告等

- 1 防犯診断を実施した場合は、防犯診断実施報告書に必要事項を記入し、その都度署長に報告しなければならない。
- 2 署長は、前項の報告を受けたときは、その内容を検討し、引き続き防犯指導の必要があるものについては、適切な指示を行うものとする。
- 3 防犯診断実施報告書は警察署生活安全課（係）において保管し、防犯対策資料として活用する。ただし、保管の必要がなくなったものは廃棄することができる。

第8 実施上の留意事項

防犯診断は、法令に基づかない事実行為として行なうものであるから、実施にあたっては、診断対象の居住者等の同意を得るようにするとともに次の事項に留意しなければならない。

- 1 相手方に威圧感を与えたり、不快の念を抱かせることのないようにすること。
- 2 みだりに私生活に立入ることのないようにすること。
- 3 熱意のあまり紛議をかもしあるいは消極にすぎ形式的に終らないようにすること。
- 4 防犯団体構成員等と協力して実施するときは、その者に行き過ぎがないよう指導すること。
- 5 職務上知り得た秘密は、みだりにもらさないこと。

別記様式

年 月 日				
警察署長 殿				
交通・駐在所・所在地 区				
巡 査 ⑩				
防 犯 診 断 実 施 報 告 書				
診 断 月 日	月 日 午 前 後 時 分			
場 所	市 町 氏名 (村) 大字 (名称)			
対 象	一 店 ア 旅 風 会 事 官 学 金 其 他 の 建 物 般 パ 俗 業 公 融 機 住 営 社 場 署 校 関 宅 舗 ト 館 業 社 場 署 校 関	自 オ 自 其 他 の 車 両 転 ー ト 転 他 の 車 両 車 ト バ イ 車 両	そ の 他	そ の 他
防 犯 指 導 事 項	番 ()	指 導 方 法	口 頭 指 導 備 考 カード交付	
<p>防 犯 診 断 カ ー ド</p> <p>犯罪予防のうえで、次の○印に気がつきました。</p> <p>今後被害を受けないように注意してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 () の戸が開いたままになっていました。 2 () の錠前設備が不完全です。すぐとりかえてください。 3 戸締りをせずに家を開けていましたが、るすにするときは必ず戸締りをしてください。 4 るすにするときは、隣近所へよくたのんでお出かけください。 5 屋外に盗まれやすい () があります。すぐ安全な場所へうつしてください。 6 おやすみになるときは外を明るく内を暗くした方が安全です。 7 付近にドロボウに利用される () があります。 8 () をとめておくときは、ドア（車輪、ハンドル）には忘れず錠をかけてください。 9 車内（荷台）に盗まれやすい物がおかれています。 10 その他 () 				
緊急のときは110番へ連絡してください。				警察署
年 月 日 午 前 後 時 分 防犯診断実施者 ⑩				